

論文

## データからみた13・14世紀の利子率と金融の実態

### Interest Rate and Reality of Finance from the Data in 13<sup>th</sup> and 14<sup>th</sup> Centuries in Japan

田中浩司

TANAKA Hiroshi

抄録

本稿は、日本の13・14世紀を対象に、当該期に主要な貨幣であった米・銭の借用状類、記録・算用状類の記事などにみえる具体的な貸借の事例から、貸借の対象物（金融財）、貸借期間、利子率、担保などについてデータを構築して、13・14世紀における、利子率をはじめとした金融の実態、それらの推移の動向について明らかにするものである。

また、その金融データに基づいて、利子率が、どのような条件・状況下で決定、変化するのか。その要因を、貸借の金額や期間、担保の有無などの契約内容と、戦乱、飢饉などの社会経済状況との関連から考察し、当該期の金融経済動向について展望を与えようとするものである。

キーワード

日本、中世、金融、利子率、担保、貸借、貨幣

## 1. はじめに

利子率は、それぞれの時期の経済状況を示す指標として、経済史研究にはなくてはならないデータといえる。しかしながら、中世日本の利子率に関する本格的なデータや研究は、きわめて少ない。

田中浩（2013）の「はじめに」で指摘したように、日本中世金融史の研究は、質契約や徳政などの法史学の分野の研究にはじまり、土倉・酒屋などの金融業者やそのシステム、土倉と室町幕府財政との関係、幕府の金融政策、国質・郷質論など、多様な観点に拡がりを持ちつつ推進されてきた。

しかしながら、米・銭の借用状や算用状類の記述から、貨幣（金融財）、貸借期間、利子率などの通時的な変化を扱ったデータ、研究はほぼ皆無であり、法史学の観点からの研究にしても、その研究は徳政令、利倍法などの著名なものに偏っており、それら以外の利子制限法などの金融関係法については十分な研究がなされているとはいえない<sup>1)</sup>。

鎌倉時代の米・銭の借用状や貸借・金融関係の史料については、瀧澤（1982）、井原（2006）などによって収集が進められ、若干の検討がなされた。また、寺院経営史の視点から、奈良の東大寺関係については、永村（1989）が、京都の東寺については、阿諏訪（2004）が、それぞれ米・銭の借用状の検出を行っている。しかしながら、いずれも利子率などの推移に関する言及はほとんどない。

そこで本稿では、データに基づいた13・14世紀の金融史、利子変動史などの構築をめざすものである。

本稿で対象とする13・14世紀は、政治史的には、鎌倉幕府の安定期から滅亡、後醍醐政権、南北朝の内乱、そして室町幕府の安定期へという変化に富んだ時期にあたる。

経済史的にみると13・14世紀は、北宋銭を主体とした渡来銭（銅銭）の流通・普及という大きな画期にあたっており、それを裏付ける、土地取引における支払手段としての銭貨使用の一般化（松延 1989）、荘園貢納の代銭納の進展（佐々木 1972）などが、従来から指摘されてきた。

近年では、14世紀については、文献史学と考古学や自然科学分野の成果を統合的にとらえた中島編（2016）、環境や気候変動との関係に注目した伊藤啓・田村・水野編（2020）所収の諸論考などが出され、新たな時代像が提起されている。ま

た、鎌倉末期以降の渡来銭についても、井上（2022）によって再検討の試みがなされている。そのほかでは、高島（2017）が提起した、超長期の経済成長という視点も注目される<sup>2)</sup>。

とはいえ、本稿で取り組む、利子率、金融財、貸借期間、担保などといった金融に関する通時的な実証データや研究は、まだ行われていない状況にある。

そこで本稿では、以下のような手法と手順によって考察を進める。

第1点。米と銭などの貨幣的な価値を持つモノの借用状類と、記録や年貢などの算用状類の記述から、貸借期間、利子、担保その他の金融データを構築する。

第2点。そのデータに基づいて、貸借額、貸借期間、利子率、担保などが具体的にどのようなものであったのか、貸借、金融の実態を明らかにする。

第3点。また、そのデータに基づいて、貸借額、貸借期間、利子率などの推移を明らかにし、その変動の要因を、債権債務者関係、地域性、その他の社会経済状況との関係も視野に多角的に検証を行う。

こうした実証、考察を通じて、当該期の金融経済動向について新たな像を提起することをめざすものである。

つぎに、本稿の前提について、以下の5点をあげておく。

第1点。中世日本では、おもに米と銅銭（渡来銭）が、貨幣（貨幣を支払手段・交換媒体、価値蓄蔵、価値尺度の機能を担うものと定義）として使用されており、本稿では、米と銭の両方について論じる。

第2点。本稿で金融とは、金品の貸借、融通の意味であり、金品とは、おもに米と銭をさす。

第3点。当該期には、為替、割符などの信用取引もみられるが、それらのビジネスモデル（収益構造、利子率、手数料など）については不明な点が多く、事例も僅少である<sup>3)</sup>。そのため、本稿では対象としない。

第4点。本稿でいう利子率とは、史料上の数値、算出値を含めて、すべて名目利子率である。

第5点。本稿では、13・14世紀を主な対象としているが、概ね鎌倉時代をカバーしたいという意図から、データの起点を1191年からとしており、1191年代も、13世紀に含めている。

## 2. 対象史料とデータの性格

当該期の金融財、利率、貸借期間、担保など、中世の貸借、金融の実態を知る有力な史料として、貨幣的な価値をもつモノ（＝米・銭など）の借用状類と、記録や算用状類にみえる貸借に関する記事をあげることができる。本稿は、そうした史料から、データを積み重ねていく手法をとる。

### 2. 1 対象史料

#### 2. 1. 1 借用状類

そこで最初に銭の借用状を掲出する。中世、借用状は、借書や借状と呼ばれており、銭の借用状は、銭の異称の「料足」や「用途」を組み合わせて、料足借状とか、用途借書などと呼ばれる<sup>4)</sup>。それに、「熊野上分」や「祠堂銭」といった資金源の呼称を組み込んで、史料名を付されたものもある<sup>5)</sup>。

〔史料1〕

(端裏書略)

借請 用途事

①合参拾貫文者、

右、件用途者、②毎月貫別加五十文宛利分、③来九月中ニ、④<sup>(a)</sup> 梅津庄御年貢内伍拾石之足ヲ以可返弁候、仍百姓等請文ヲ相副候上者、有御直納、隨時和市本利ニ可被勘召候、④<sup>(b)</sup> 若万一此足有子細者、同下庄下司職文書等ヲ目六相副て入置候上者、任契状可被知行者也、仍為後日状如件、

元徳貳年三月二日

きよかけ（花押）

きよのふ（花押）

(裏書略)

〔史料1〕は、元徳2年(1330)3月2日 藤原清信・同清景連署料足借状と呼ばれ、京都梅津の長福寺関係の史料で、出典は尊経閣古文書纂15(石井(1992)、194号)である。①～④(a)(b)の記号および下線は、筆者田中による。その点、以下の史料引用においても同じ。

〔史料1〕の内容を、上記の記号等によりながら、簡単に整理すると、次のようになる。

下線部①貸借額等：日下に署判のある藤原清信・同清景が、用途（銭）30貫文（30000文・枚）を借りた（長福寺もしくはその塔頭から）。

②利子：毎月、貫別（銭1貫文=1000文あたり）で銭50文。すなわち、月利5%。

なお、中世日本では、銭の貸借での月利5%を、「五文子」（もしくは「五銭子」）と表記するので、以下、銭の貸借の月利5%のことを5文子のように表記することがある。また、銭での借入では、原則的に利子も銭であり、基本的に単利である。なお、米などの現物の貸借では、多くの場合、利子の単位として、把利（和利、割）が使用される<sup>6)</sup>。

③返済期限：「来九月中」。ただし、中世では、利子は契約月にも付加されるのが通例であり、元徳2年（1330）には、6月に閏月があるので、これらを含めると、貸借期間（利子が付加される月数）は8カ月となる。また、「来秋中」とあれば、これを9月中と解して、以下の行論中のデータは算出している。

④返済条件・担保：(a)「梅津庄御年貢内伍拾石之足」で返済を予定。

(b)それで問題があれば、「同下庄下司職文書等ヲ目六副て」担保に入れているので、その契約の内容に任せて知行してください、としている。

本稿では、全国に残存する（史料が所蔵・原蔵されてきた）、13・14世紀のこうした借用状類を集めて、データとして整理して検討してゆく。

ここで借用状類と記したのものには、たとえば質入状や質流状などの史料名が付されたものも含まれる。それは、そこに記された内容が、この〔史料1〕と大差はなく、それに加えて、「一紙もの」の形態をとるという点で、借用状と共通しているからである。

13・14世紀の借用状類の残存件数は、銭と米などの貸借を合わせて、283通となった。

なお、本稿は、概ね活字史料に依拠しており、検索した文献の数は膨大である。そのためここではその詳細の注記は省略するが、主なものとして、鎌倉時代については、竹内理三・東京大学史料編纂所編『CD-ROM版 鎌倉遺文』、南北朝時代以降については、『大日本史料』第六編・第七編、『南北朝遺文』九州編、同中国・四国編、そのほか史料所蔵者別の『大日本古文書』シリーズ、京都府立総合資料

館（のち京都府立京都学・歴彩館）編『東寺百合文書』シリーズ、京都府立京都学・歴彩館（2014）東寺百合文書 WEB、それに加えて主要な自治体史類を、全国規模で検索した。この点については、つぎの記録・算用状類についても同じである。

## 2. 1. 2 記録・算用状類

つぎに借用状類以外のデータソースとして、記録類や算用状類に注目する。まず算用状を例示する。算用状とは、寺社や公家などの諸財務部門や荘園貢納などの収支を記した計算書や帳簿のことであり、散用状、結解状、納下帳とも記される（永松 2000）。以下の本稿では、史料上の記載以外、算用状で統一する。

〔史料2〕

（端裏書略）

注進 東寺御領丹波国大山庄<sup>応安</sup>年貢  
散用状事

合

定御米七十六石一斗一升八合

除

六石 損米

残七十石一斗一升八合

重除

三斗 三月廿一日・九月九日御サヘイ

（朝幣）

（4項目略）

已上三石一斗七合 定立用

一 国下用

四石一斗四升六合六勺 三貫文守護方ヨリ借用

同利分二貫百六十文

応安五年十一月ヨリ同六年

十月マテ分

（以下略）

〔史料2〕は、応安7年（1374）正月23日 丹波国大山庄年貢地下算用状（東寺百合文書ノ函55。京都府立京都学・歴彩館（2014）により検索）の一部である。

この下線部を、背景知識を補足しながら解釈すると、つぎのようになる。

東寺領丹波国大山庄年貢地下算用状の「国下用」(荘園現地での支出)として、米「四石一斗四升六合六勺」を計上・支出した。これは、大山荘が、応安5年(1372)11月に、「守護方ヨリ借用」した、元本の錢「三貫文」と、「応安五年十一月ヨリ同六年十月マテ分」の利分(利子)の「二貫百六十文」とを合わせて、合計錢5貫160文を返済するために、支出したものである。すなわち、大山荘が守護方から借錢し、それを返済した際の記事といえる。ここにみえる数値から、利率を算出してみると、つぎのようになる。

借入元本 錢 3000 文×利率 $\chi$ ×貸借期間 12 カ月＝利子 錢 2160 文。

利率 $\chi=0.06$ ・・・利率は、月利6%(文子)と算出される

このようにみると、〔史料2〕の記録・算用状類も、借用状類と同様に、貸借額、貸借期間、利率(算出値を含む)などがわかる記事もあり、有力なデータソースであることが判明する。

なお、貸借期間については、史料によって、データの性格が異なる場合がある。借用状類では、〔史料1〕のように、貸借の開始契約時から返済期限までの「貸借期間」が明示されていることが多い。これに対して記録・算用状類の〔史料2〕では、上述のような貸借から完済時までの期間を示したものとみる解釈以外に、単にその期間(12カ月分)の利子を支払ったという解釈も成り立ちうる。その点、本稿では、〔史料2〕に関する上述のような解釈によって、貸借期間を数値化する方針を採っている。この点、批判もあろうかと思うが、今後の課題としたい。

〔史料3〕

廿一日、丙申、天陰、(中略)、今日鳥目貳百疋借三条覚阿、遣借書、此内百疋者、善覚懇望之間、借遣之、

〔史料3〕は、『師守記』貞治6年(1367)5月21日条(東京大学史料編纂所編(1983)、933ページ)である。『師守記』の記主・中原師守は、大外記などを歴任した実務官僚の公家の家柄である<sup>7)</sup>。

〔史料3〕によると、中原師守は、今日、鳥目200疋(錢2貫文)を、三条覚阿から借りて借用状を遣わした。そのうちの100疋(1貫文)は、善覚(中原家

青侍)が懇望したので、貸してやった、と解釈される。

このように、記録にも、貸借に関する備忘的な記事が散見され、そこには、〔史料1〕の借用状類のように詳細ではないにしろ、借り手、貸し手、貸借金額、場合によっては、利子率や貸借期間などが記されたものもあり、有力なデータソースとなりうるのである。

なお、〔史料3〕の記事にもあるが、記録に、銭などの借用状が書写されている場合は、本稿では、重複を避けるために、上記の「借用状類」に含めた。

〔史料1〕の借用状は、上述のように、「若万一此足有子細者、同下庄下司職文書等ヲ目六相副て入置候上者、任契状可被知行者也、」と、違約時に追加の担保を入れたり、知行権の移譲もあり得る、義務や強制力をともなう契約であることが明記された「正式」な書類であった。

それに対して、〔史料2〕〔史料3〕の算用状や記録類の記事は、備忘的なものが大半を占めており、借用状が作成されないレベルの当座の貸借も多かったものと推測される。

そこでここでは、正式な書類の体裁をとる「借用状類」に対して、備忘的な性格の強いという点で類似した記録と算用状類を「記録・算用状類」として一括りにした。

〔史料2〕〔史料3〕のような記録・算用状類の記事からのデータ件数は、13・14世紀で、231件である。

上述の借用状類283件と、この記録・算用状類のデータ231件と合わせて、そのデータ数は合計514件となった。

## 2.2 データの残存と金融財の概況

【図表1】は、10年刻みで、左からデータの全件数、A欄に借用状類、B欄に記録・算用状類の各データ数、C欄には、各年代における貸借の対象物ごとの件数を、①米などの現物と、②銭に分けて記し、全件に対する銭の貸借の件数の百分比を、③銭の割合、として表記したものである。

なお、「①米などの現物」には、米・粳56件のほかに、麦と豆各1件ずつを含



んでいる。この点、以下では、この2件を含めて米と表記することがある。

まず、データ件数（全件数）に注目すると、1261年代までは一桁で、非常に少なく、1271年代からは概ね二桁となり、1321年代以降は、20件超で、相対的に多い状態が続く。

これを世紀別でみると、10年あたりのデータ数は、13世紀で平均7件程度と少なく、14世紀でも44件程度と多くはない。

つぎに、A欄・B欄から史料の種別をみると、1261年代までは借用状類のみであったものが、1271年代からは、記録・算用状類が見出されるようになる。

貸借の対象物についてみると、1211年代までは、米などだけであったが、1221年代から銭の貸借が現れ、1231年代以降、銭の貸借の割合は、6割以上で推移している。このことからすれば、金融財として銭が普及しはじめたのは、その割合が5割以上となる1221～1231年代あたりといえよう。

【図表1】年代別のデータの残存状況とその内訳(単位:件)

年代	全件数	A.借用状類	B.記録・算用状類	C.貸借の対象物		
				①米などの現物	②銭	③銭の割合(%)
1191年代	2	2		2	0	0%
1201年代	4	4		4	0	0%
1211年代	3	3		3	0	0%
1221年代	4	4		2	2	50%
1231年代	5	5		2	3	60%
1241年代	4	4		1	3	75%
1251年代	3	3		0	3	100%
1261年代	5	5		2	3	60%
1271年代	19	17	2	4	15	79%
1281年代	14	13	1	0	14	100%
1291年代	9	8	1	1	8	89%
1301年代	13	11	2	4	9	69%
1311年代	14	9	5	0	14	100%

1321 年代	25	17	8	4	21	84%
1331 年代	52	37	15	3	49	94%
1341 年代	30	24	6	0	30	100%
1351 年代	37	24	13	7	30	81%
1361 年代	45	20	25	10	35	78%
1371 年代	73	22	51	4	69	95%
1381 年代	58	19	39	1	57	98%
1391 年代	95	32	63	4	91	96%
通期	514	283	231	58	456	89%
13 世紀	72	68	4	21	51	71%
14 世紀	442	215	227	37	405	92%

### 2. 3 取引地と史料原蔵者別からみたデータの性格

つぎの【図表 2】は、各事例が、どこの国で取引されたものか。その取引国が判別するものについてはその国を、それが不明なものについては、そのデータソースである史料が、本来どこの国に所蔵されてきたものなのか、その史料所蔵者の所在国につけて、それらの合計の件数を記したものである。

なお、地方別については、畿内の京都・山城、大和などの事例が多いのではないかという推測から、これを近畿地方とは別立てとした。また、中部地方は立てずに、北陸地方に越後までを含める分類を採用した。

この【図表 2】によると、畿内の京都・山城が 172 件でトップ、ついで大和が 116 件で第 2 位となった。これら以外では、近畿地方の丹波 81 件、紀伊 28 件、播磨 20 件、近江 16 件、そして北陸地方の若狭が 19 件と、そこまでが二桁である。

【図表 2】と重複する側面もあるが、主要な史料所蔵者を挙げると、京都・山城では、東寺関係が 262 件、大徳寺・真珠庵関係が 12 件、大和では、東大寺関係 114 件、春日社 11 件、紀伊では高野関係 20 件で、あとはすべて 10 件未満である。

【図表 2】と、この史料所蔵者の具体名をみていくと、最多の事例を抱える京都・山城では、東寺関係の史料が大多数を占めていること。第 2 位の事例を持つ

大和では、東大寺関係史料がデータソースとして、大きな位置を占めていることがわかる。

【図表 2】取引国または史料所蔵国別の件数(単位:件)

地方別	畿内			近畿				中国・四国				九州				北陸			関東			不明					
	京都・山城	大和	摂津	丹波	播磨	紀伊	近江	伊賀	伊勢	備中	周防	伊予	対馬	肥前	豊前	豊後	日向	大隅・薩摩	若狭	加賀	能登		越後	相模	上総	下総	下野
件数	172	116	13	81	20	28	16	2	6	3	4	1	2	1	3	1	1	3	19	3	6	1	3	1	1	1	8

註:重複が2件あるので合計が516件になっている

こうしたことから、本稿が明らかにする事象の多くは、京都・山城や大和における取り引きの事例であり、具体的なデータソースとしては、東寺や東大寺などの権門寺社や公家といった上級領主層が、債務者もしくは債権者となっている事例が多数を占めていることを確認しておきたい。

#### 2. 4 史料の性格によるデータの違い

つぎに、借用状類 283 件、記録・算用状類 231 件、合計 514 件について、借用状類と記録・算用状類という史料の性格によって、データに大きな差異があるのか、その概況から検証する。

【図表 3-1】は、借用状類と記録・算用状類の 1 件ごとのデータについて、貸借額を比較したものである。

【図表 3-1】貸借額による比較

	全件	貸借額							
		米などの件数	米など(単位:石)			銭の件数	銭(単位:文)		
			中央値	最小	最大		中央値	最小	最大
借用状類	283	48	1	0.2	22	235	3,000	100	1,200,000
記録・算用状類	231	10	1.3	0.1	14.725	221	1,500	5	133,056

【図表 3-2】 利率・貸借期間・担保設定による比較

	全件	利率				貸借期間				担保設定			
		米など		銭		米など		銭		米など		銭	
		表記 有り 件数	中央 値 (把 利)	表記 有り 件数	中央 値 (文 子)	表記 有り 件数	中央 値 (月 数)	表記 有り (件)	中央 値 (月 数)	表記 有り 件数	設定 率	表記 有り 件数	設定 率
借用 状態	283	35	5	178	5	40	8	94	7	42	88%	214	91%
記 録・ 算用 状態	231	4	6	153	5	0		138	5	0	0%	11	5%

【図表 3-1】によると、米などの貸借額では、借用状態と記録・算用状態とで、顕著な差異は認められない。これに対して銭の貸借額に目を移すと、借用状態のほうが、中央値で3000文と、記録・算用状態の倍になっていることがわかる。

それに加えて、借用状態の貸借額の最大が、1200貫文と巨額のものであるのに対して、記録・借用状態の最小は5文と、極めて少額である。

【図表 3-2】は、同じく借用状態と記録・算用状態に分けて、1件ごとのデータについて、利率、貸借期間、担保の設定状況について比較したものである。

最初に利率の中央値に注目すると、米などの貸借では、借用状態のほうが、5把利と低利である。

貸借期間についてみると、借用状態のほうが、7カ月以上と長いことがわかる。担保の設定状況では、借用状態のほうが、設定率が80%超と圧倒的に高い。すなわち、借用状態のほうが、相対的に高額の貸借契約が多い（とくに銭で）にもかかわらず、利率が低く、貸借期間が長い傾向にあり、担保の設定比率が圧倒的に高い、という特色が浮かび上がる。

この特色の理由を整合性がとれるように説明するならば、借用状態と、高額の貸借が多いのは、そのほとんどの契約において担保が設定されていて、リスクヘッジがなされているからである。そうした良質な債権であるが故に、記録・算用状態にみえる事例に比べて、利率も低めで、貸借期間も長め、という、借主に有利な契約になったといえるのではなかろうか。

このことは、上述のように、借用状態による貸借が正式な契約であり、記録・算用状態の記事が、それに比べれば、場合によっては借用状が作成されなかった

り、担保も設定されない当座の貸借や備忘的な記事が多かったのではないかという仮説を裏付ける。

借用状類と記録・算用状類という史料の性格による差異は、このように、一定程度認められるが、それぞれが中世社会における貸借の実態を示していることに間違いはなく、こうした特性を理解した上で、同等に扱うことが可能であると考えたい。

なお、以下の行論中において注記がなければ、そのデータは、借用状類と記録・算用状類を統合したデータによるものとし、それを明確に区別する場合には、統合データという言葉を用いることとする。

### 3. 貸借額、貸借期間、利率、担保などの推移

つぎに、統合データによって、貸借額、貸借期間、利率、担保などの推移をみていく。

#### 3.1 貸借額

まず、貸借額について検討する。【図表4】は、10年刻みで、各年代について、米・銭のそれぞれでの貸借額を記したもので、最末に、通期と、13世紀、14世紀のデータを付記した。

これによると、米の貸借額については、通期で58件のデータがあり、貸借額の中央値は1石、合計額が145石余、最大が22石、最小が0.2石となった。

13世紀のデータは21件、14世紀は37件で、いずれも1件あたりの中央値は、1石で変化はないことから、当該期での米の標準的な貸借額のイメージは1石程度であったといえよう。

10年刻みの米の貸借額の中央値、合計額などの推移については、事例数が僅少で、トレンドなどはつかめないが、1321年代、1361年代、1391年代に大きくなっていることは指摘できる。

【図表 4】貸借額の推移

年代	銭					米など				
	件数	貸借額(単位:文)				件数	貸借額(単位:石)			
		中央値	合計額	最大	最小		中央値	合計額	最大	最小
1191 年代						2	0.92	1.84	1.5	0.34
1201 年代						4	0.5	2.2	1	0.2
1211 年代						3	1	3.3	1.5	0.8
1221 年代	2	1,200	2,400	1,600	800	2	2.2	4.4	2.3	2.1
1231 年代	3	1,000	16,250	15,000	250	2	1	2	1	1
1241 年代	3	2,000	34,000	30,000	2,000	1	1.83	1.83		
1251 年代	3	7,500	29,500	15,000	7,000	0				
1261 年代	3	1,000	2,800	1,500	300	2	0.575	1.15	0.8	0.35
1271 年代	15	10,000	229,750	40,000	700	4	0.86	8.06	5.7	0.5
1281 年代	14	5,500	105,200	33,000	500	0				
1291 年代	8	1,750	98,475	80,000	1,000	1	1	1		
1301 年代	9	10,000	275,100	150,000	200	4	0.75	4.7	3	0.2
1311 年代	14	5,000	85,585	20,000	1,300	0				
1321 年代	21	3,000	194,617	40,000	500	4	3.5	29.3	22	0.3
1331 年代	49	9,850	503,920	40,000	200	3	0.3	1.55	1	0.25
1341 年代	30	1,900	152,555	30,000	300	0				
1351 年代	30	1,750	138,640	50,000	100	7	1.2	11.61	5	0.4
1361 年代	35	1,300	176,607	30,000	5	10	2.446	45.217	14.725	0.1
1371 年代	69	1,200	456,699	133,056	70	4	1.3	6.15	3	0.55
1381 年代	57	2,450	306,391	30,000	400	1	1	1		
1391 年代	91	2,000	1,631,496	1,200,000	150	4	3.23	20.48	13.6	0.42
通期	456	2,100	4,439,945	1,200,000	5	58	1	145.787	22	0.2
13 世紀	51	5,000	518,375	80,000	250	21	1	25.78	5.7	0.2
14 世紀	405	2,000	3,921,570	1,200,000	5	37	1	120.007	14.725	0.1

つぎに銭に目を移すと、通期での銭での貸借データは 456 件で、その貸借額の中央値は 2100 文。貸借額の総合計は 4439 貫余で、1 件で最大のものは 1200 貫文、最小のものは 5 文であった。当該期の 1 件あたりの貸借のイメージは、銭では 2100 文程度であったといえよう。

また、世紀別では、13 世紀が 51 件で、中央値は 5 貫文、最大のものは 80 貫文、最小のものは 250 文。14 世紀は 405 件で、中央値は 2 貫文、最大と最小は通期と同じである。

こうしたことから、1 件あたりの貸借額は、13 世紀のほうが 5 貫文と大きかったことがわかる。

銭の貸借額の中央値の変化に注目すると、1261年代までは、1貫～2貫文がトレンドであったものが、1271年代には10貫文と急上昇して、1331年代まで、1291年代を除いて、3貫～10貫文という高い状態が続く。貸借金額の合計も、1271年代に200貫文超と急騰し、以降、100貫文内外と資金需要の高まりを示す

最大の貸借額のもの、上述した1391年代の1200貫文という、突出して巨額のものである。これは、足利義満が、応永元年（1394）9月11日に、近江の日吉社に参詣した際の準備にかかわるものである。具体的には、「日吉社室町殿御社参記」所引の同年8月10日付けで、山門領木津荘中司らが連名で、近江坂本の有徳人から、同荘などの三箇荘からの貢納を担保に、月利7%で、銭1200貫文を、11月中に返済することを条件に借りたことを示す、銭の借用状である（東京大学史料編纂所編（1968）、653～654ページ）。

この銭1200貫文（およそ銭1200000枚）という金額からは、山門・日吉社と一体化した近江坂本という都市・金融業者の富裕さとともに、当時の日本国内での銅銭流通量の多さを窺い知ることができる。それに加えて、義満の寺社参詣という、当時の一つの「公共事業」とでもいうべき儀礼がこれほど巨額であり、極めて大きな経済効果を持つものであったことを再確認させられる（田中 2002）。

### 3.2 貸借期間

米・銭別での貸借期間の概要は、【図表 5-1】のようになった。

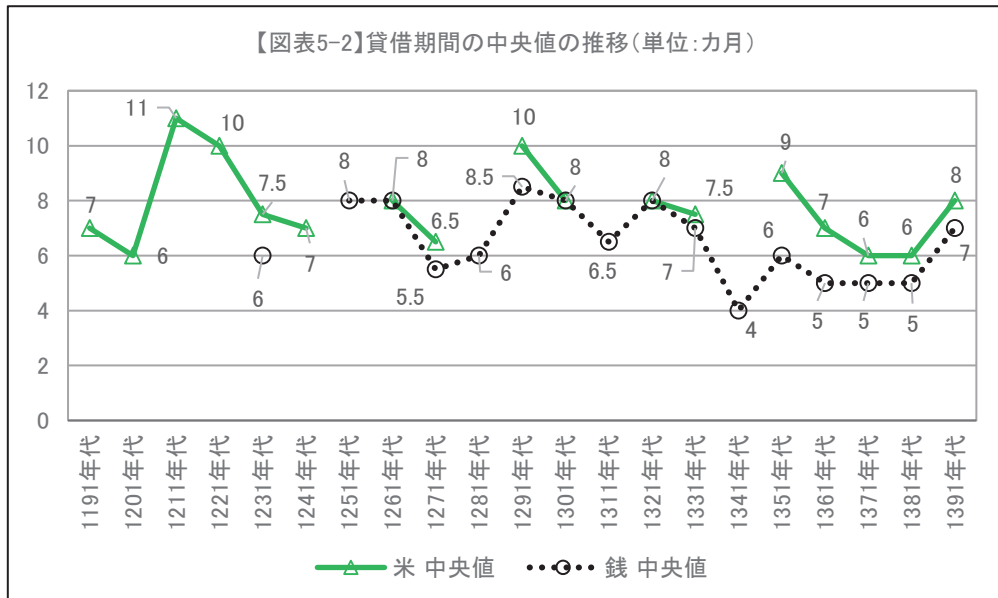
米の通期での貸借期間については、最大が37カ月、最小が2カ月、中央値が8カ月。13・14世紀に分けても、中央値の8カ月に変化はない。

これに対して銭は、最大と最小の差が大きく、中央値では、6～7カ月で、米よりも短いという結果になった。また、世紀別では、14世紀のほうが短い。

つぎの【図表 5-2】は、10年刻みの年代別に米・銭の貸借の貸借期間の中央値の推移を折れ線グラフで示したものである。

【図表 5-1】貸借期間の概要

年代	米				銭			
	データ 件数	貸借期間(単位:カ月)			データ 件数	貸借期間(単位:カ月)		
		最大	最小	中央値		最大	最小	中央値
通期	40	37	2	8	232	36	0.1	6
13世紀	20	16	2	8	28	23	2	7
14世紀	20	37	5	8	204	36	0.1	6



これによると、米の貸借期間は、6～11 カ月で推移しているが、それに対して、銭は4～8.5 カ月で、米のほうが全体として長い傾向がある。

また、グラフの形という点では、米と銭でそれほど大きな違いは看取できない。その点からすると、変化のきっかけとなる事象・要因は、米でも銭でも違わなかった可能性が高い。

養老令「雑令」の以稲粟条および同条の「令義解」によれば、稲粟出挙は1年限りとして、その1年とは春から秋冬であるとしており、春から冬の最長期間は12カ月程度となる(黑板・国史大系編輯会編輯(1983)、337ページ)。

この【図表 5-2】にみえる6～11カ月という米の貸借期間も、通期での8カ月も、それに比べれば、やや短い。

つぎに、米と銭の貸借期間の年代ごとの変化に注目する。

【図表 5-2】によれば、米では、10カ月以上の高位は、1211・1221年代、1291



年代で、8 カ月未満の低位は、1191・1201 年代、1231・1241 年代、1271 年代、1371・1381 年代である。

銭では、7 カ月以上の高位が、1251・1261 年代、1291 年代～1331 年代（1311 年代を除く）で、低位は、5.5～6 カ月の 1271・1281 年代、5 カ月前後の 1341 年代～1381 年代、となっている。

### 3. 3 利率

つぎの【図表 6-1】は、年代ごとの米・銭別での利率の推移を示したものである。

これによると、銭の利率は、通期で最大が 14 文子（月利 14%）、最小が 2 文子で、13 世紀と 14 世紀では、最大値と最小値がやや異なるだけで、中央値は、通期、13・14 世紀ともに月利 5%で、当該期の銭での貸借の利率は、月利 5%が標準的なものであったとみられる。

米の利率は、通期で見ると、最大が 6 把利、最小が 2 把利で、13 世紀が 5 把利のみであるのに対して、14 世紀は、最大 6 把利、最小 2 把利と、そこに違いがある。ただし、中央値は、通期、13・14 世紀ともに 5 把利で、5 把利が当該期に一般的なものであったといえる。

ところが、この米の利率の把利という表記は、契約した任意の貸借期間において、元本に対して、たとえば 5 把利（50%）の利子を支払うことを約した、金額ベースでの制限利子を示すものと考えられる。そのため、この把利の表記を貸借期間で除して、月利などに換算しないと、1 カ月などの一定期間での利率の変化はわからない<sup>8)</sup>。

そこでそれが算出できた分の各期の中央値を、「月利換算中央値」として表記した。これによると、月利換算での米の利率の中央値は、通期・13 世紀で 6.3%、14 世紀では 6.7%となった。

10 年刻みで、米・銭の利率の中央値の推移を示したのが、【図表 6-2】である。ここでは、銭の月利の中央値と、米の利子の中央値と、米の上述の月利換算値の 3 つのグラフを掲出している。左軸が、米の月利換算値と銭の月利（単位はいずれも%）、右軸は米の史料上の利率を表記している。

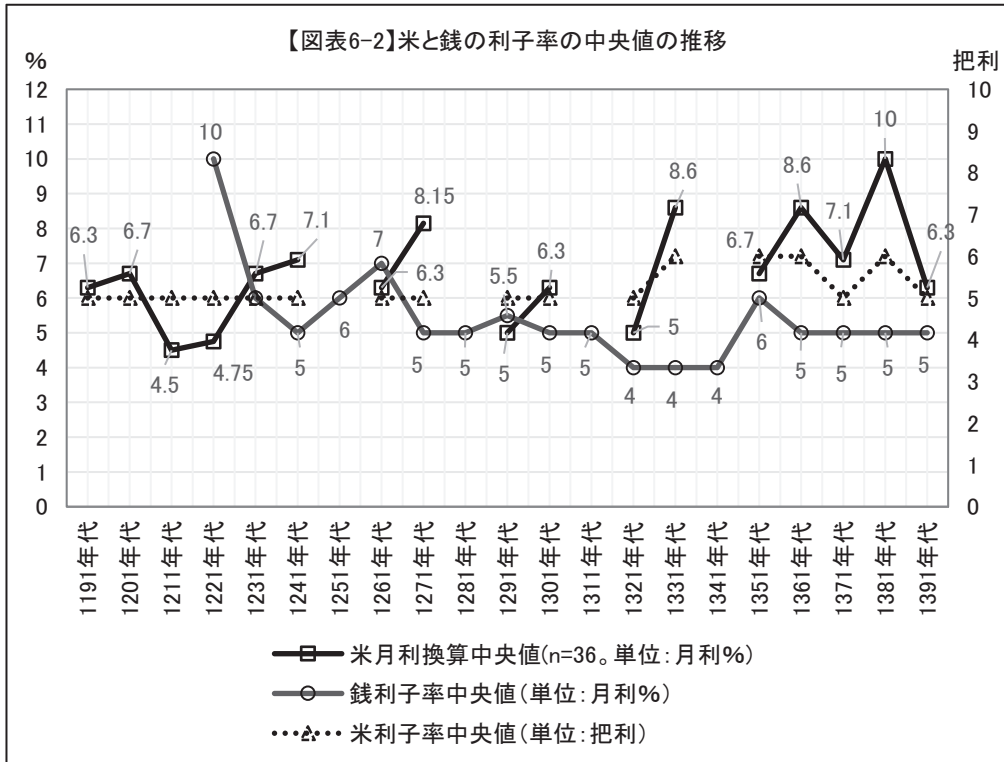
【図表 6-1】年代別の米・銭の利子率の推移

年代	米					銭			
	件数	利子率(単位:把利)			月利換算中央 値(n=36。単位: 月利%)	件数	利子率(単位:月利%)		
		最大	最小	中央 値			最大	最小	中央値
1191 年代	1			5	6.3				
1201 年代	2	5	5	5	6.7				
1211 年代	3	5	5	5	4.5				
1221 年代	2	5	5	5	4.75	2	10	10	10
1231 年代	2	5	5	5	6.7	3	6	6	6
1241 年代	1			5	7.1	3	10	5	5
1251 年代						3	7	4	6
1261 年代	1			5	6.3	3	7	5	7
1271 年代	4	5	5	5	8.15	13	6	3	5
1281 年代						8	10	4	5
1291 年代	1			5	5	8	7	4	5.5
1301 年代	4	5	4	5	6.3	9	10	3	5
1311 年代						11	5	3	5
1321 年代	3	5	4	5	5	18	6	3	4
1331 年代	1			6	8.6	42	14	3	4
1341 年代						28	10	4	4
1351 年代	3	6	5	6	6.7	24	7	3	6
1361 年代	4	6	6	6	8.6	23	8	3	5
1371 年代	3	5	2	5	7.1	53	10	2	5
1381 年代	1			6	10	21	6	3	5
1391 年代	3	6	5	5	6.3	59	7	2	5
通期	39	6	2	5	6.3	331	14	2	5
13 世紀	17	5	5	5	6.3	43	10	3	5
14 世紀	22	6	2	5	6.7	288	14	2	5

これによると、米の利子率の中央値は、13 世紀～14 世紀初頭は 5 把利で変動していないが、1331 年代から 6 把利に上昇して、1361 年代以降、5～6 把利で上下していることがわかる。

米の月利換算値は、月利 4.5～10%の間にあるが、1271 年代の 8.15%への急騰、1331 年代の 8.6%への急騰と、そして、1361 年代以降の高止まり傾向と、1381 年代の 10%が注目される。

銭の利子率は、当初の 1221 年代は月利 10%と高かったが、以降、下落傾向を示す。1251・1261 年代の上昇傾向(7%)、1271 年代～1311 年代のトレンドは 5%、1321 年代～1341 年代のトレンドは 4%、1351 年代は月利 6%に上昇するものの、1361 年代以降は 5%がトレンドで安定していたことがわかる。



### 3. 4 担保

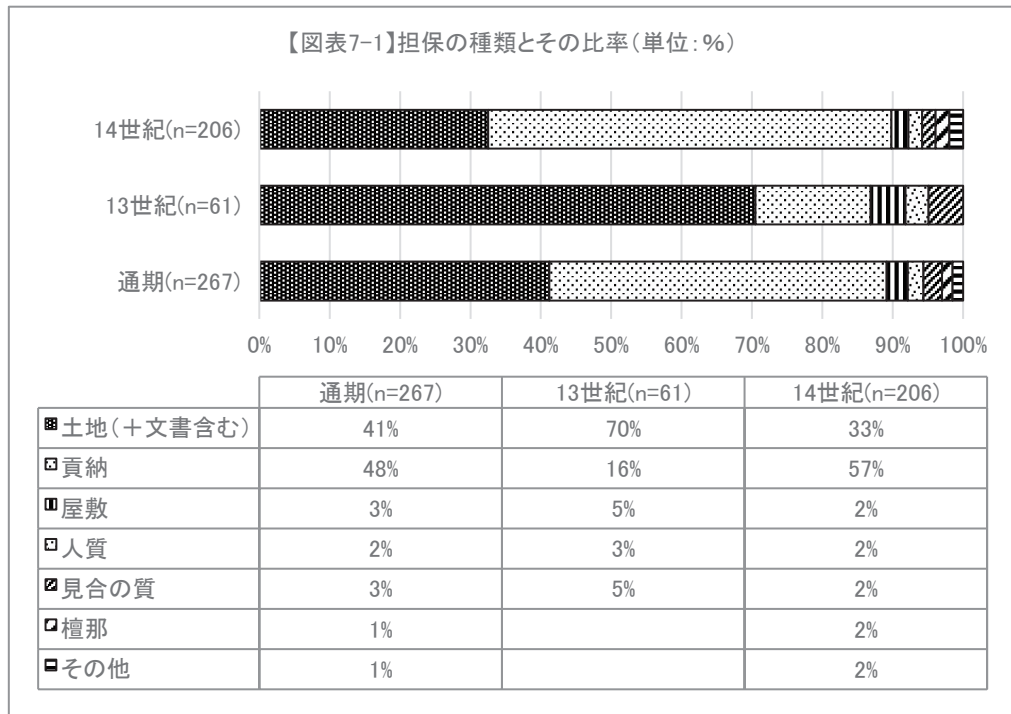
つぎの【図表7-1】は、設定されていた担保の種類とその件数の比率の概要を示したものである。

これによると、担保が設定されていた事例の総数は267件で、その内訳は、13世紀が61件、14世紀が206件であった。

担保の種類は、土地（+文書含む）、貢納、屋敷、人質、見合いの質（高質）、檀那（熊野那智大社関係）、その他に分類した。

担保の比率としては、第1位のものに注目すると、通期では貢納が48%でトップ。13世紀では土地が7割、14世紀では貢納が約6割で、第1位となっており、世紀ごとに変化していることがわかる。

また、1261年代には、人質と見合いの質が登場しており、人が担保であったことが確認されるとともに、債権に見合った何らかの担保を要求するという意識の生成が看取できる。



【図表 7-2】年代別の担保の設定状況

年代	全データ数	担保設定件数	担保設定割合
1191 年代	2	2	100%
1201 年代	4	1	25%
1211 年代	3	3	100%
1221 年代	4	4	100%
1231 年代	5	5	100%
1241 年代	4	4	100%
1251 年代	3	3	100%
1261 年代	5	5	100%
1271 年代	19	15	79%
1281 年代	14	13	93%
1291 年代	9	6	67%
1301 年代	13	11	85%
1311 年代	14	10	71%
1321 年代	25	17	68%
1331 年代	52	41	79%
1341 年代	30	22	73%
1351 年代	37	19	51%
1361 年代	45	19	42%
1371 年代	73	21	29%
1381 年代	58	20	34%
1391 年代	95	26	27%
通期	514	267	52%
13 世紀	72	61	85%
14 世紀	442	206	47%

【図表 7-2】は、年代別の担保の設定状況について示したものである。それによると、1351 年代までは、設定率が概ね 5 割以上であったものが、1361 年代以降は、5 割未満に低下していることがわかる。

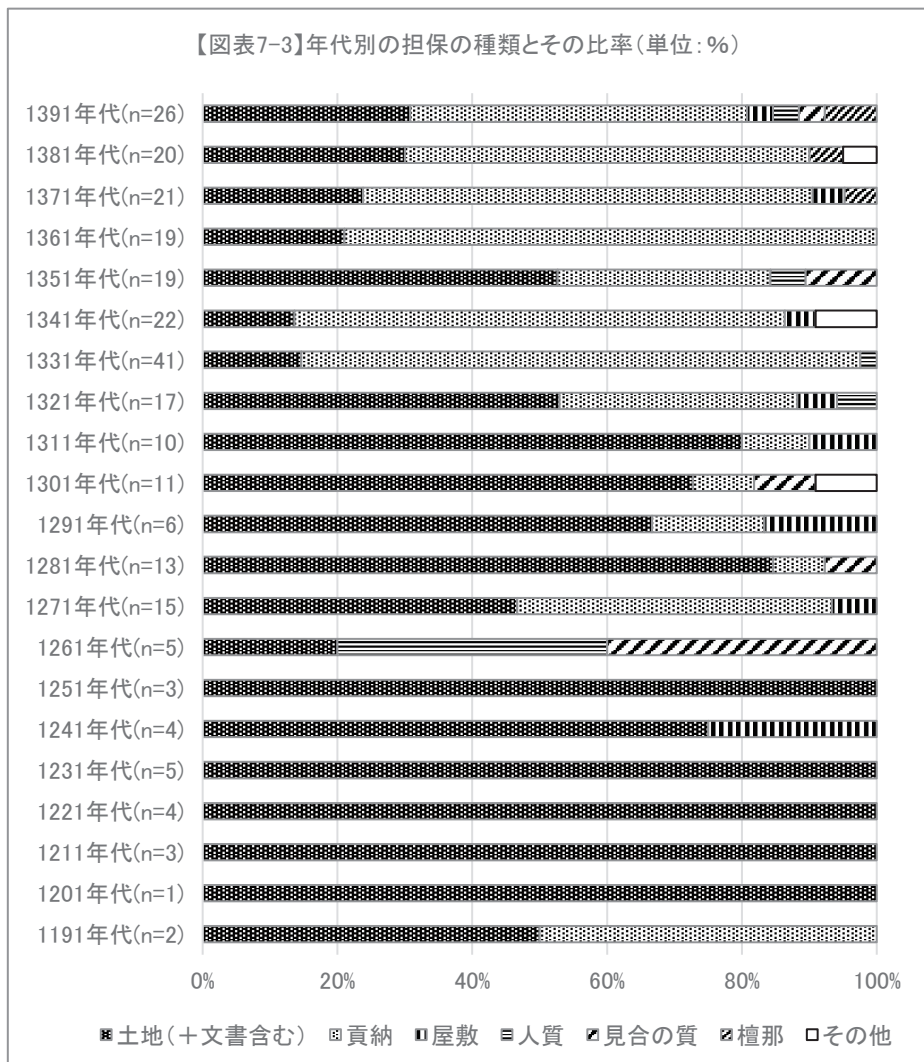
上掲の【図表 1】のように、1361 年代は、記録・算用状類のデータ数の比率が、借用状類を上回る時期にあっており、上述のように、記録・算用状類のデータで、担保の設定率が低いことを反映したものと考えられる。

つぎの【図表 7-3】は、年代別に担保の種類比率がわかるように示したものである。

1261 年代までは、データ数が僅少で、データの信頼性が高いとは言い難いが、それにしても、概ね 1321 年代までは、土地が第 1 位で、5 割以上を占めていたことがわかる。

それが、1331 年代以降になると、貢納が第 1 位になっている。

その画期となった 1331 年代は、担保の設定事例が、10 年刻みで 20 件前後以上と増加してゆく時期にもあっており、その点からしても、ここに何らかの変化の要因があったものと推測される。



#### 4 利率の決定要因

ここまで、データを基に、貸借額、貸借期間、利率、担保などの概要とそれらの推移についてみてきた。

これらのうち、利率の決定要因に関しては、上で借用状類と記録・算用状類の性格の違いを確認する中で、「借用状類で、高額の貸借が多いのは、そのほとんどの契約において担保が設定されていて、リスクヘッジがなされているからである。そうした良質な債権であるが故に、記録・算用状類にみえる事例に比べて、

利率も低めで、貸借期間も長め、という借主に有利な契約になったといえるのではなかろうか。」との見通しを述べた。

そこでここでは、利率などの決定に何が影響しているのか。いくつかの観点から検証していく。

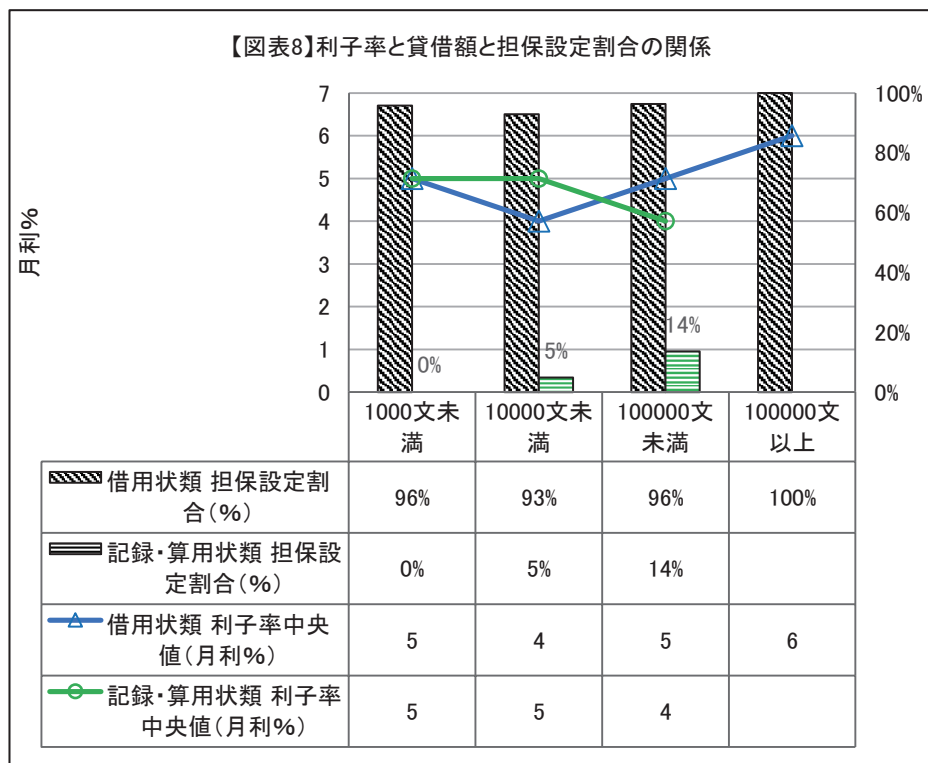
#### 4. 1 利率と貸借額と担保の設定

【図表 8】は、錢の貸借金額を4つの階層に分けて、その階層ごとの利率と担保が設定された割合を表示したものである。左軸は利率（月利%）、右軸は担保設定の割合を示す。

これによると、記録・算用状類では、貸借金額が少ないほど、担保の設定割合が低く、1000文未満では0%、10貫文未満の階層で5%となっており、貸借金額が大きくなるにつれて、利率は月利5%から4%へと、逆に低下する傾向が読み取れる。

このように、記録・算用状類では、貸借金額と担保の設定割合の上昇するにつれて利率が低下するという関係性を見出すことができた。

これに対して借用状類では、貸借金額の多少と利率の間に、何らかの関係を見出すことはできなかった。その理由としては、担保の設定割合が、借用状類ではいずれの貸借金額の階層でも9割超と高いことが挙げられる。借用状類では担保の差し入れが一般的であり、その点において、信用度に差がないとすれば、あとは個別の債務者の信用で利率は決められることになる。借用状類での100貫文以上の貸借は2件と僅少であり、その2件は偶然信用度が低く、そのために記録・算用状類のような結果が出なかったものと推測しておきたい。



#### 4. 2 利率と債権・債務者の身分階層

つぎに、利率の高下と、債権・債務者の身分階層との関係について、検討する。これは、債務者の身分が、債務に関する信用とリンクしている可能性があると考えられるからである。

なお、借り手は確定できるが、貸し手が判明する事例は多くはなく、その点、筆者が典拠史料の性格から推定したものもある。

【図表 9-1】～【図表 9-4】は、身分階層を、寺社僧（寺院、神社、社家、僧侶を含む。以下同じ）、公家、武士、地下（土倉を含む）に分類して、それらが債務者・債権者になっていた事例について、その件数と利率の中央値を算出したものである。

【図表 9-1】は、銭の貸借における債務者の身分階層から、利率の違いについてみたものである。これによると、債務者が寺社僧である場合の借入利率の中央値は月利 5%程度で、債務者が地下や公家の事例と比べても違いはなかったことがわかる。



【図表 9-1】銭の貸借の債務者による分類			【図表 9-3】米の貸借の債務者による分類		
債務者階層	件数	利率中央値(月利%)	債務者階層	件数	利率月利換算値中央値(月利%)
寺社僧	268	5	寺社僧	17	6.3
公家	10	5	公家	1	6.3
武士	9	5	武士	2	6.1
地下(土倉含む)	35	5	地下(土倉含む)	13	6.3
不明	9	5	不明	3	7.1
	331	5		36	6.3

【図表 9-2】銭の貸借の債権者による分類			【図表 9-4】米の貸借の債権者による分類		
債権者階層	件数	利率中央値(月利%)	債権者階層	件数	利率月利換算値中央値(月利%)
寺社僧	174	5	寺社僧	23	6.3
公家	2	6.5	公家	0	
武士	3	6	武士	0	
地下(土倉含む)	6	5	地下(土倉含む)	2	6.8
不明	146	5	不明	11	6
	331	5		36	6.3

【図表 9-2】は、銭の貸借における債権者の身分による利率の違いについてみたものである。

これによると、債権者が寺社僧と地下である場合の貸付利率の中央値は月利5%程度で、公家や武士などが債権者であったと考えられる事例よりも、1%以上低利であった可能性がある。

【図表 9-3】は、米の貸借について、債務者の身分に注目したものである。

これによると、債務者が、寺社僧と地下（土倉含む）などのどの階層の場合でも、借入利率の月利換算での中央値は、6.3%程度で大きな差はない。

【図表 9-4】は、米の貸借について債権者の身分階層からみたもので、これによると、債権者が寺社僧であった場合の貸付利率の月利換算の中央値は月利

6.3%で、地下よりもやや低利だったことがわかる。

このようにみてくると、銭の貸借では、寺社僧と地下が債権者になった場合に、相対的に低利であったことが判明した。

米での貸借では事例が僅少なので明確なことはいえないが、それほど大きな差はなさそうである。

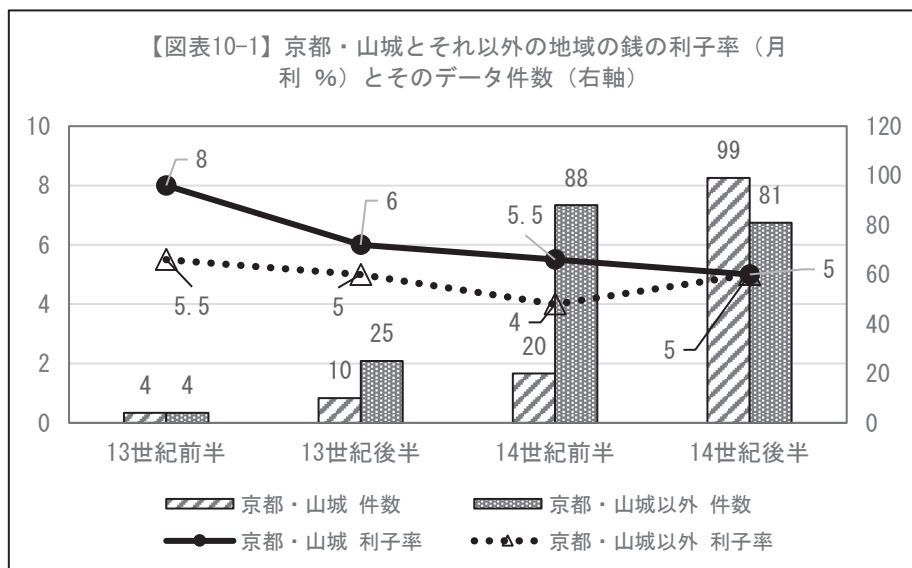
#### 4.3 地域による利子率の違い

つぎに、取引が行われたと考えられる地域、それが不明の場合は史料所蔵者の所在地ベースでの利子率の違いについてみてゆく。

【図表 10-1】は、取引地で分けて、半世紀刻みで、銭での利子率の中央値と取引件数について示したものである。

具体的には、京都・山城と、それ以外の地域で分けた。半世紀刻みにしたのは、10年刻みでは各時期の残存件数が少なく、比較になりにくいと考えたからである。

これによると、京都・山城のほうが、ほとんどの時期で、月利ベースで1%以上、利子率が高いことがわかる。



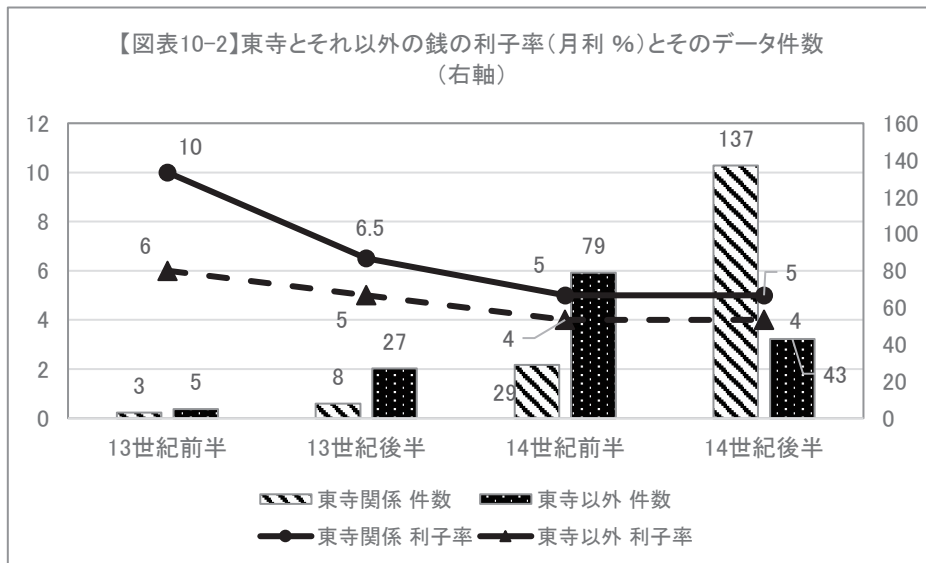
【図表 10-2】は、史料所蔵者による利子率の違いをみるために、東寺とそれ以外に分けて、半世紀刻みで、銭での利子率の中央値とデータ件数について示したものである。これによると、【図表 10-1】と同様に、京都の東寺のほうが、すべて

の時期で、月利ベースで1%以上、利率が高いことがわかった。

【図表2】やそれに関連する記述で、取引地・史料所蔵者の所在としての京都・山城、東寺関係史料の比率の高さは、上述の通りで、重複する部分もある。

とはいえ、当該期において、他の地域と比べて、京都・山城という地域、京都に所在する東寺関係史料の利率が高いことは、ほぼ間違いない事実といえよう。

その理由をシンプルに考えるならば、京都・山城における銭に対する需要の高さに帰するのではなかろうか。だとすれば、京都・山城以外の資金需要の低い地域のほうが、低利である可能性が高いということになる。



## 5 考察

ここでは、これまでの論点を整理して、利率などの変動の要因などについて考察してゆく。

### 5.1 論点整理

ここまで確認された事実について、まずは整理しておく。

#### 5.1.1 史料・データに関する基本情報

データ件数は、全国規模で、13世紀が72件、14世紀が442件、合計514であ

る。

データソースの内訳は、借用状類が 283 件で、記録・算用状類が 231 件。

記録・算用状類は、1271 年代から登場する。

データ件数は、13 世紀、1261 年代までは、10 年刻みで 10 件未満と僅少で、1271 年代から 10 件超、1321 年代以降は 20 件超と増加する。

貸借の対象物（金融財）としての銭の普及は、1221～1231 年代あたりにはじまる（以上、【図表 1】より）。

取引地もしくは史料所蔵者の所在地からみた地域別のデータ件数は、京都・山城が 172 件（33%）で最多。東寺関係史料が 262 件で、最多である（【図表 2】より）。

借用状類と記録・算用状類では、借用状類の方が、担保の設定比率が高く、貸借額が高く、貸借期間も長く、利子率も低いなど、借主に有利な契約となっている（【図表 3-1】【図表 3-2】より）。

### 5. 1.2 貸借額

銭の 1 件あたりの貸借額は、5 文～1200 貫文と多様で、通期の中央値は、2100 文程度である。10 年刻みの貸借額の中央値、合計額とも、1271 年代、1301 年代、1331 年代で上昇している。

また、米については、事例数が少なく、トレンドとはいえないが、10 年刻みの貸借額の中央値、合計額とも、1321 年代、1361 年代、1391 年代が大きくなっている（以上、【図表 4】より）。

### 5. 1.3 貸借期間

貸借期間は、米などの中央値では、通期、13・14 世紀ともに 8 カ月。銭の通期では、中央値が 6 カ月と、米などより短い。

貸借期間は、年代別の中央値の変化としては、米などでは、10 カ月以上の高位は、1211・1221 年代、1291 年代。

8 カ月未満の低位は、1191・1201 年代、1231・1241 年代、1271 年代、1371・1381 年代。

銭では、7 カ月以上の高位が、1251・1261 年代、1291 年代～1331 年代（1311 年

代を除く)。低位は、5.5～6カ月の1271・1281年代、5カ月前後の1341年代～1381年代、となった（以上、【図表5-1】【図表5-2】より）。

#### 5. 1.4 利率

米の利率の中央値は、13世紀～14世紀初頭は5把利、1331年代から6把利に上昇して、1361年代以降、5～6把利で推移。

米の月利換算値は、月利4.5～10%の間で推移しており、1271年代の8.15%への急騰、1331年代の8.6%への急騰、1361年代以降高止まり傾向と、1381年代の10%が注目される。

銭の利率は、通期では、当初の1221年代の月利10%から、下落傾向。

1251・1261年代の上昇傾向（7%へ）、1271年代～1311年代のトレンドは5%、1321年代～1341年代のトレンドは4%、1351年代は月利6%に上昇するものの、1361年代以降は5%がトレンドで安定していたことがわかる（以上、【図表6-1】【図表6-2】より）。

#### 5. 1.5 担保

1321年代までは、概ね土地が5割以上で第1位を占めていたが、1331年代以降、貢納が1位になっていく（【図表7-1】～【図表7-3】による）。

#### 5. 1.6 利率の決定要因

記録・算用状類では、貸借金額と担保の設定割合が上昇するにつれて、利率が低下しており、リスクヘッジのための担保の有無によって、利率が変化していたことがわかる（【図表8】より）。

銭の貸借では、寺社僧と地下が、債権者の事例で、貸付利率が低かった可能性がある（【図表9-1】～【図表9-4】による）。

取引地域・史料所蔵者別では、京都・山城、東寺の事例が、それ以外よりも銭の利率が高い傾向にあった（【図表10-1】【図表10-2】）。

## 5. 2 画期とすべき年代

ここまで、金融財、貸借額、貸借期間、利子率、担保などの年代別の実態や推移、それらの組み合わせや、債権・債務者の身分、地域などによる利子率の違いなどについて論じてきた。

それによって、借主の信用（＝担保の有無）が、利子率の決定に大きく関係していることがわかってきた。そのほか、利子率の変動には、市中などでの資金の需給などが関係していたと考えられるが、その点については、ここまで言及してこなかった。

そこでここでは、上述の論点整理を基に、画期として浮上した年代を挙げて、その画期となった要因について検討することで、利子率の変動要因、金融経済動向について考察を深めることにしたい。

上の「5. 1. 4 利子率」などの記述を基に、他の項目の記事との重複を照応してみて、画期として浮かび上がってくるのは、1271年代、1331年代、1361年代以降、の3つの年代である。

この3つの年代に、他の事象を付加していくと、つぎのように整理できる。\*印以下は、その年代の主要な出来事である。

1271年代：米の利子率の急騰。銭の利子率の低下。

データ数が10件超と増加。

銭の貸借額が中央値・合計額の両方で増加。

米の貸借期間は8カ月未満の低位。銭の貸借期間は6カ月以下で低位。

\*モンゴル襲来、異国警固。炎旱（1273年）その他。

1331年代：米の利子率の急騰。銭の利子率の低迷。

銭の貸借額が中央値・合計額の両方で増加。

銭の貸借期間は7カ月以上で高位。

担保で貢納が第1位に。

\*鎌倉幕府崩壊、建武政権、室町幕府成立。大飢饉（1338年）。

1361年代以降：米の利子率の高止まり。銭の利子率の安定（5%）。

銭の貸借期間は5カ月前後で低位。

データ数で、借用状類より記録・算用状類が多くなる。

\*南北朝の内乱。大地震、旱魃（1361・1362年）など。

1271年代では、米の利率の上昇と結びつくと考えられる事象として、モンゴル襲来と飢饉、自然災害などがある。これらによって、貨幣であり、食料でもある米の需要が高まり、米の利率を押し上げた可能性がある。そのことを裏付ける事象として、米の貸借額の合計額が8.06石と急増していることが挙げられる<sup>9)</sup>。銭の利率の低下と、銭の貸借額の増加、貸借件数の増加などを整合的に説明するならば、この時期に銭の貸借が活発化したが、米に比べて銭の供給が相対的に潤沢となったため、利率は低めに推移した可能性が示唆される。この点、大田氏が提起された1270年代に渡来銭が増加したとする説と符合する(大田 1995)。

1331年代でも、米の利率の急騰に関連するものとして、1338年の大飢饉が挙げられる。また、鎌倉幕府の崩壊から室町幕府の成立と、この時期もある程度の軍事行動があったと考えられる。銭の利率の低下と、銭の貸借額の増加がみられ、銭の貸借期間が7カ月以上と高位であることから、資金が潤沢で、金融業者の経営も悪くはなく、比較的緩やかな貸借契約になっていたことが推測される。この点、「建武式目」第6条(佐藤・池内編(1957)、5ページ)にみえる無尽銭土倉の興行とも通じるものがある。

1361年代は、米の利率の高止まりを招いた要因として、1361年の大地震、1362年の早魃などが考えられる。また、観応の擾乱以降の南北朝の内乱が、米の需要を喚起し、米の利率の高止まりを助長した可能性も高い。それを裏付ける事象として、1361年代には、米の貸借額の合計額も中央値も、いずれも高位にあったことが指摘できる。また、銭の利率が月利5%で安定し、貸借期間が5カ月前後で低位で推移していることからして、資金が潤沢であり、借主側からの銭に対する需要が高まりつつあるが、銭主は債権回収を急ぐ状況も垣間見える。データ数の増加傾向も、銭の貸借の活発化を裏付ける。

## 6. むすびにかえて

以上、13・14世紀の借用状類と記録・算用状類の史料を基に、データを構築して、利率や貸借期間などをはじめとした金融の実態と、その変動の要因について論じてきた。ここでは、煩瑣になるので、結論は再論しない。

本稿で提示したデータには、たとえば利率と、貸借額、担保設定の有無、貸借期間の長短などとの間で、ある程度の規則性が見出された。

また、いくつかのファクターから、それぞれの年代の金融動向について構成してみると、ある程度、説得力を持つデータであることがわかってきたように思う。

1271年代をはじめ、飢饉、自然災害、臨戦態勢下などの米の需要が高い時期に、共通して米の利子率の上昇がみられたことは、その一例といえよう。

また、米の利子率が高位にある時期に、銭の利子率が低迷・安定しているということは、貨幣・金融財、食料として米の需要が高まると、銭の需要はやや減衰するという関係にあることが、そこから読み取れる。

1391年代の足利義満の御成(寺社参詣)という領主間儀礼における巨額の費用・借銭は、15世紀の室町殿を頂点とした儀礼社会の拡大、それにとまなう貨幣(銭貨)経済・金融経済の拡大・肥大化の前哨戦ともいえよう(田中2002)。

中世全体における13・14世紀の経済的な特質については、15世紀、16世紀という史料・データの多い世紀と比較検討を行うことによって浮かび上がってくるものと期待される。引き続き、15・16世紀について取り組んでいきたい。

## 註

- 1) ここで記した研究史に対する認識は、田中浩(2013)の時点と変わっていない。ただし、同論考以降の主要な研究として、井原(2015)、早島(2017)、早島(2018)、深尾・中村・中林編(2017)所収の諸論考、桜井(2017)、酒匂(2020)、田中浩(2020)などを加えておきたい。
- 2) この高島説に対しては、中島(2022)の批判がある。
- 3) 替銭、割符などの研究状況については、井上(2022)第IV部を参照のこと。
- 4) 米・銭などの借用状については、佐藤(2003)274~282ページ、瀧澤(2006)の「附録1 借書」を参照のこと。
- 5) 詳細な史料名が付されたものの一例として、建武1年(1334)9月6日 太良荘下野房公文禪勝・上使友実連署熊野上分物利銭借状(東寺百合文書又函9号、京都府立京都学・歴彩館(2014)により検索)がある。
- 6) 把利から割への変遷について、高橋(1996)による
- 7) 師守記、記主の中原師守については、たとえば、朝日新聞社編(1994)の「中原師守」の解説(小森正明執筆)を参照。
- 8) 小早川(1979)197ページにおいて、5把利のことを、「百把に付月別五把の利



率」とされたが、その典拠を示されていない。中世の銭の利率表記で月利5%を、「五文子」あるいは「百文別五文」と表記された事例は枚挙に遑がないが、鎌倉～戦国時代において、「百把別」という米の利率表記でみたことがない。そこで私は、把利の表記を、このように考えた。

9) 高島が、1271年代におけるモンゴル襲来による兵糧徴発や、1271～1284年の自然災害、飢饉、疫病などの多発を指摘し、この時期の農業生産の停滞を論じている（高島（2017）、102～110ページ）。

・参考文献（50音順）

朝日新聞社編（1994）、『朝日日本歴史人物事典』、朝日新聞社。

阿諏訪青美（2004）、「東寺の借用状」、『中世庶民信仰経済の研究』、校倉書房。

伊藤啓介・田村憲美・水野章二編（2020）、『気候変動から読みなおす日本史4 気候変動と中世社会』、臨川書店。

井上正夫（2022）、『東アジア国際通貨と中世日本』、名古屋大学出版会。

井原今朝男（2006）、『（平成14～17年度 文部科学省科学研究費研究成果報告書）日本中世債務史の基礎的研究』、国立歴史民俗博物館。

井原今朝男（2011）、『日本中世債務史の研究』、東京大学出版会。

井原今朝男（2015）、『中世日本の信用経済と徳政令』、吉川弘文館。

大河内勇介（2016）、「戦国期菅浦における利率計算法」、『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』49。

大田由紀夫（1995）、「12-15世紀初頭東アジアにおける銅銭の流布」、『社会経済史学』第61巻2号。

奥野高廣（1933）、「室町時代に於ける土倉の研究」、『史学雑誌』第44編8号。

笠松宏至（1983）、『徳政令』、岩波新書。

笠松宏至（2000）、「利率のはなし」、網野善彦編集協力『ものがたり日本列島に生きた人々 3文書と記録（上）』、岩波書店。

小早川欣吾（1979）、『日本担保法史序説』、法政大学出版局（1933初版）。

斎藤修・高島正憲（2017）、「人口と都市化と就業構造」、深尾・中村・中林編（2017）

所収。

桜井英治 (1998)、『日本中世の経済構造』、岩波書店。

桜井英治 (2002)、「中世の貨幣と信用」、桜井英治・中西聡編『新日本史大系 12 流通経済史』、山川出版社。

桜井英治 (2005)、『破産者たちの中世』、山川出版社。

桜井英治 (2017)、『交換・権力・文化』、みすず書房。

酒匂由紀子 (2020)、『室町・戦国期の土倉と酒屋』、吉川弘文館。

佐々木銀弥 (1972)、『中世商品流通史の研究』、法政大学出版局。

佐藤進一 (2003)、『新版 古文書学入門』、法政大学出版局。

清水克行 (2008)、『大飢饉、室町社会を襲う!』、吉川弘文館。

下坂 守 (2001)、『中世寺院社会の研究』、思文閣出版。

鈴木鋭彦 (1979)、『鎌倉時代畿内土地所有の研究』、吉川弘文館。

高島正憲 (2017)、『経済成長の日本史』、名古屋大学出版会。

高橋久子 (1996)、「五把利から五割へ」、『日本語と辞書』1 輯。

瀧澤武雄 (1982)、「鎌倉時代の利銭」、『史観』107。

瀧澤武雄 (2006)、『売券の古文書学的研究』、東京堂出版。

田中克行 (1998)、『中世の惣村と文書』、山川出版社。

田中浩司 (2002)、「儀礼からみた中世後期の領主経済の構造と消費」、『国立歴史民俗博物館研究報告』92。

田中浩司 (2013)、「中世後期の貸借・質物と富」、井原今朝男編『生活と文化の歴史学3 富裕と貧困』、竹林舎。

田中浩司 (2020)、「金融 1. 古代・中世」、阿部猛・落合功・谷本雅之・浅井良夫編『郷土史大系 生産・流通(下) 鉱工業・製造業・商業・金融』、朝倉書店。

中島圭一 (1992)、「中世京都における土倉業の成立」、『史学雑誌』第101編3号。

中島圭一 (1993)、「中世京都における祠堂銭金融の展開」、『史学雑誌』第102編12号。

中島圭一 (1996)、「中世後期における土倉債権の安定性」、勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』、山川出版社。

中島圭一（2012）、「中世の寺社金融」、高埜利彦・安田次郎編『新体系日本史 宗教社会史』、山川出版社。

中島圭一編（2016）、『十四世紀の歴史学』、高志書院。

中島圭一（2022）、「中世的流通構造形成の周辺」、『年報中世史研究』47号。

永松圭子（2000）、「算用状」、『日本歴史大事典』、小学館。

中村吉治（1974）、『土一揆研究』、校倉書房。

永村 眞（1989）、「油倉の機能と惣寺財政」、『東大寺の組織と経営』、塙書房。

西尾和美（1985）、「室町中期京都における飢饉と民衆一応永二十八年及び寛正二年の飢饉を中心として一」、『日本史研究』275号。

早島大祐（2006）、『首都の経済と室町幕府』、吉川弘文館。

早島大祐（2014）、「一揆と徳政」、『岩波講座 日本歴史第8巻中世3』、岩波書店。

早島大祐（2017）、「中世の金融」、深尾・中村・中林編（2017）所収。

早島大祐（2018）、『徳政令』、講談社現代新書。

深尾京司・中村尚史・中林真幸編（2017）、『岩波講座 日本経済の歴史1 中世 11世紀から16世紀後半』、岩波書店。

深尾京司・斎藤修・高島正憲・貴田潔（2017）、「生産・物価・所得の推計」、深尾・中村・中林編（2017）所収。

藤木久志編（2007）、『日本中世災害史年表稿』、高志書院。

寶月圭吾（1999）、『中世日本の売券と徳政』、吉川弘文館。

松延康隆（1989）、「銭と貨幣の観念」、『列島の文化史』6、日本エディタースクール出版部。

三浦周行（1919）、『法制史の研究』、岩波書店。

百瀬今朝雄（1957）、「室町時代における米価表一東寺関係の場合一」、『史学雑誌』第66編1号。

百瀬今朝雄（1957）、「利息附替銭に関する一考察」、『歴史学研究』211。

歴史学研究会編（1993）、『日本史年表 増補版』、岩波書店。

・史料

石井進編（1992）、『長福寺文書の研究』、山川出版社。

黒板勝美・国史大系編輯会編輯（1983）、『新訂増補国史大系 令義解〔普及版〕』、吉川弘文館。

佐藤進一・池内義資編（1957）、『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』、岩波書店。

竹内理三・東京大学史料編纂所編（2008）、『CD-ROM 版 鎌倉遺文』、東京堂出版。

東京大学史料編纂所編（1983）、『大日本史料 第六編之二十八』、東京大学出版会。

東京大学史料編纂所編（1968）、『大日本史料 第七編之一』、東京大学出版会（初版 1927 年）。

・WEB サイト

京都府立京都学・歴彩館（2014）、東寺百合文書 WEB

（<http://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp> 2023/02/25 接続）。

付記：本稿は、社会経済史学会第 90 回全国大会（会期：2021/05/15（土）、会場：神戸大学 第 1 会場 日本史① 遠隔会議方式）自由論題報告「データからみた 14 世紀の京都の利子率について—15 世紀との比較も視野に一」を基に、13 世紀の事例を含めて、全面的に再構成したものである。15 世紀との比較の部分については、別に専論を用意しているので、そちらで論じることとしたい。

謝辞：本研究は、JSPS 科研費 JP19K01783 の助成を受けたものです。記して謝意を表します。